

## 大阪市告示第856号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、その案を告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに大阪市に意見書を提出することができる。

令和8年6月29日

大阪市長 横山英幸

### 1 都市計画の種類

特別用途地区

### 2 都市計画の変更に係る土地の区域

（国際観光地区A地区、国際観光地区B地区）

大阪市此花区夢洲中1丁目地内

### 3 都市計画の案の縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

### 4 意見書の提出方法及び提出先

#### (1) 提出方法

送付、持参又は大阪市行政オンラインシステムとする。

#### (2) 提出先

3に同じ

（計画調整局計画部都市計画課）